

(目的)

第一条 この法律は、政府又は全国健康保険協会（以下「協会」という。）が管掌する健康保険の事業の運営の安定等を図ることが重要であること及び平成二十年度における国の財政収支の状況にかんがみ、保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七条第二項に規定する保険者をいう。以下この条及び附則第二条において同じ。）の財政状況を踏まえ、同年度において、当該事業及び国民健康保険組合について、それぞれ健康保険法（大正十一年法律第七十号）第一百五十三条第一項及び国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第七十三条の規定による国庫補助額の特例を定めるとともに、保険者の相互扶助の観点から、健康保険組合等から徴収した特例支援金を特例交付金として交付することにより当該事業を支援するための特例措置を講じ、もって同年度の医療保険制度の安定的な運営及び国の適切な財政運営に資することを目的とする。

第二章 政府又は全国健康保険協会が管掌する健康保険関係

第一節 国庫補助額の特例

（平成二十年度分の政府等が管掌する健康保険に対する国庫補助額の特例）